

第4期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況及び評価状況

資料4-1

1 実施状況・評価結果概要

この施策については、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」にあたるもので、115項目（再掲4項目を含む）の設定を行っている。

各施策の実施状況や評価については、昭島市障害福祉計画策定等庁内検討委員会委員や施策に関する所属の職員により行っており、評価結果については、実施により有効・概ね有効と評価した施策が約83%（92施策）、実施しているが課題が残るや利用実績がない施策が約13%（14施策）、一部実施や未実施の施策が約4%（5施策）となっている。

2 評価結果一覧

施 策 名	施策数	評価結果							備 考
		A A	A	B	C	D	E	F	
自立支援サービスの充実	自立のための訪問系サービスの提供	5		4			1		5
	日中活動系サービスの提供	7		7					7
	住まいの場と夜間におけるサービスの提供	2		2					2
	相談支援体制の充実	8	2	1	2	2	1		8
	地域生活支援事業等の実施	11	5	1	4	1			11
保健医療の充実	保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	6	2	2	2				6
	安心できる保健医療の体制づくり	6		4	2				6
社会的自立への支援	バリアフリーの促進	2					1	1	2
	広報・啓発活動の充実	3			2				1 3
	情報提供の充実	5	1		3			1	5
	多様な社会参加の推進と生涯学習の充実	3			2	1			3
	生活圏域の拡大	5		3	2				5 再掲4施策を除く
	地域における安全・安心体制の確保	3			2	1			3
	防災対策の推進	4				4			4
自立に向けた基盤の整備	障害児等の療育支援	8	2	3	3				8
	支援を要する児童・生徒への教育の推進	7	1	1	5				7
	雇用の促進と就労機会の拡大	8	2		4	1			1 8
	地域生活を支える福祉サービスの充実	7	1	3	2		1		7
	福祉人材の育成と地域の連携	6			5			1	6
	権利擁護・苦情対応	5			5				5
合 計		111	16	31	45	10	4	3	2 111 再掲4施策を除く
構 成 比		—	14.4%	27.9%	40.6%	9.0%	3.6%	2.7%	1.8% 100.0%

【実施状況・評価】 AA：実施（有効） A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施（概ね有効） C：実施（課題等が残る）
D：実施（実施したが利用等実績なし） E：一部実施 F：未実施

第4期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況一覧

第1節 自立支援サービスの充実

1 訪問系サービス

(1) 自立のための訪問系サービスの提供

【実施状況・評価】 A A : 実施(有効) A : 実施(法令、条例等に基づく事業で有効) B : 実施(概ね有効) C : 実施(課題等が残る)
D : 実施(実施したが利用等実績なし) E : 一部実施 F : 未実施

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度)期間内における事業実施の方向性
1	居宅介護	障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：21,973時間 延べ利用人数： 2,039人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
2	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：42,895時間 延べ利用人数： 259人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
3	同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：10,691時間 延べ利用人数： 465人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
4	行動援護	行動に著しい困難がある知的障害、精神障害のある人を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間： 3,056時間 延べ利用人数： 213人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある人を対象に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間： 0時間 延べ利用人数： 0人	D	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

2 日中活動サービス

(1) 日中活動系サービスの提供

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況・評価(AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度)期間内における方向性
6	生活介護	常に介護を必要とする障害のある人に、通所により、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 38,993日 延べ利用人数： 1,978人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
7	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害のある人に対して、自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 延べ利用日数： 1,589日 延べ利用人数： 117人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
8	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援など、就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 4,724日 延べ利用人数： 323人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
9	就労継続支援(A型・雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 A型 延べ利用日数： 4,283日 延べ利用人数： 206人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
10	就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対し、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 B型 延べ利用日数：46,568日 延べ利用人数： 3,149人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
11	療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 7,002日 延べ利用人数： 231人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
12	短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、施設での入浴、排泄、食事等のサービスを提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 福祉型 2,503日・医療型 674日 延べ利用人数： 553人 107人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

3 居住系サービス

(1) 住まいの場と夜間におけるサービスの提供

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
13	共同生活援助(グループホーム)の利用支援	地域で共同生活を行うことによる支障のない障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 31,185日 延べ利用人数： 1,115人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
14	施設入所支援	施設に入所している障害のある人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 25,611日 延べ利用人数： 889人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

4 相談支援サービス

(1) 相談支援体制の充実

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
15	地域移行支援	施設に入所又は病院に入院している障害のある人を対象に、住居の確保や新生活の準備などの地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 延べ利用者数： 1人	C	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
16	地域定着支援	居住において単身で生活している障害のある人を対象に、安心して地域生活をおくことができるよう、常時の連絡・相談体制を確立するとともに、緊急の事態などにおいても適切な支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 延べ利用者数： 0人	D	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
17	指定特定相談支援事業所との連携	サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所と市の連携を推進するため、相談支援事業所連絡会の開催などにより、相談体制の充実を図ります。		障害福祉課	平成28年度中に相談支援事業所連絡会から障害者地域支援協議会相談支援部会に移行するとともに、事例検討なども行い相談支援体制の充実を図っている。	B	
18	計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、適切にサービスを利用することができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法等に基づく相談支援(地域相談支援)事業 平成30年3月末時点でのサービス等利用計画相談実績 サービス等利用計画対象： 857人 作成済 857人 100.0% 障害児支援利用計画対象： 216人 作成済 216人 100.0%	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。 また、指定特定相談支援事業所とともに相談支援部会等を通じて、情報提供や情報共有等に努め計画相談支援体制等の充実に努める。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
19	相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じるため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護などに必要な支援を行い、自立した日常生活・社会生活の促進を図ります。		障害福祉課	社会福祉法人・N P O 法人に委託し、3か所の事業所で実施した。 (地域活動支援センターでの相談は除く。) 相談件数： 4,003件	AA	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと有機的な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
20	ピアサポート相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。		障害福祉課	N P O 法人に委託し実施した。 相談件数： 1,184件	AA	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと有機的な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
21	身体・知的障害者相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者が地域における身近な相談員となり、必要な指導や助言を行います。		障害福祉課	身体障害者相談員 2人 相談件数： 40件 知的障害者相談員 2人 相談件数： 308件	C	相談員の減少や身体障害に関する相談件数は少ない状況にあるが、相談員に相談支援部会にも参加していただくながで、引き続き、継続して事業を実施する。
22	精神障害者一般相談事業	通院している精神障害のある人やその家族を対象に、生活、医療、福祉制度などについての相談や助言を行います。また、未治療や治療中断など医療に関する相談やアルコールなどの専門相談については、保健所と連携を図ります。		障害福祉課	職員 2人・嘱託職員 2人（各週 3日勤務）の保健師において、原則として午前 9時から午後 5時まで相談等に対応するとともに、電話や窓口での相談や支援も非常に多く、自宅訪問、医療機関への同行受診やケース会議等にも参加している。 延べ相談人数： 905件	B	引き続き、生活、医療、福祉制度など相談や助言を行うとともに、アルコールなどの専門相談などは多摩立川保健所との連携を図る。

5 地域生活支援サービス

(1) 地域生活支援事業等の実施

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
23	補装具給付事業	補装具を必要とする障害のある人や難病患者等を対象に、職業の能率向上やその他日常生活を容易にするため、必要な補装具の給付や修理を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(補装具)事業 成人： 交付 132件・修理 96件 児童： 交付 56件・修理 26件	A	引き続き、障害者総合支援法に基づき、適切な給付に努める。
24	日常生活用具給付事業	重度の障害のある人や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要な日常生活用具の給付を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 給付件数： 2,390件	B	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
25	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 995人 延べ派遣時間： 10,622時間	B	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。また、知的障害者（児）ガイドヘルパーが不足していることから、移動支援従事者養成研修を行う。
26	コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣）	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図るために支障がある障害のある人を対象に、コミュニケーションの支援を図る手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 派遣回数： 307回	B	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な委託事業の実施に努める。
27	手話通訳者養成事業	聴覚、言語機能などの障害のある人の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するため、社会福祉協議会と連携を図るなかで、手話通訳者養成講座を実施します。		障害福祉課	手話通訳者養成事業参加者数 上級クラス（35回）： 4人 応用クラス（20回）： 4人	C	27年度から29年度にかけて、全国統一試験の合格者がいないことなどから、応用クラスについては30回の開催に見直しを図るなど、引き続き、適切な委託事業の実施に努める。
28	巡回入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な心身に重度障害のある人を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 利用人数： 11人 延べ派遣回数： 651回	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な委託事業の実施に努める。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
29	自動車等ガソリン費助成事業	障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（30月/0(ガソリン56円/0、軽油33円/0を上限として、年4回(3ヶ月単位)、対象者に対して現金(口座振込)で給付) 登録者数： 711人 延べ受給者数： 2,046人	B	引き続き、心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、現金(口座振込)方式により給付する。
30	自動車運転免許取得費助成事業	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るために、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/123,600円～164,800円の範囲内で助成) 助成件数： 1件	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
31	自動車改造費助成事業	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため、自動車を購入する際の改造費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/133,900円を上限として助成) 助成件数： 1件	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
32	言語機能訓練事業	音声や言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 212人	AA	言葉に障害のある人に対し、コミュニケーションの改善を図るため、引き続き、社会福祉法人に業務委託するなかで実施する。
33	地域活動支援センター事業	主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 相談件数： 6,895件 オープンスペース 開設日数： 251日 利用者数： 2,664人 グループ活動 実施回数： 185回 利用者： 1,020人	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、引き続き、社会福祉法人に業務委託し実施する。

第2節 保健医療の充実

1 障害の早期発見と保健相談支援

(1) 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
34	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけるため、母子保健事業を通じて乳幼児健康診査を実施します。	健康課	健康課	母子保健法に基づき、乳幼児の健全な育成を期すために実施する乳幼児健康診査事業 3～4か月児健診 受診者数：862人 受診率100.2% 1歳6か月児健診 受診者数：864人 受診率 94.2% 3歳児健診 受診者数：930人 受診率 96.5%	A	引き続き、乳幼児の健全な育成を期すため、受診率の向上を図るとともに事業を実施する。
35	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査において、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に対して、早期に適切な治療や療育に結びつけるため、発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査実施します。	健康課	健康課	母子保健法に基づき、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に対し、予約制で診察を実施するとともに保護者の抱えている不安等に対応し、適切な時期に療育機関へつなないだ。 予約者数： 124人 受診者数： 105人（うち初診者数52人・再診者数53人） 初診者の有所見率： 100.0%	A	早期に適切な治療や療育に結びつけるため、引き続き、発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施する。
36	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課	健康課	3歳児健診後のフォローとして心理相談員による個別相談を実施。乳幼児の精神発達の経過を観るとともに、子どもへの対応をアドバイスするなど保護者への心理的サポートを図った。 相談件数： 534人	AA	引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
37	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育などへの対応までの保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して虐待防止に努めます。	健康課 子ども育成課	健康課	子どもの発達を心配している保護者に対し、保健師による訪問や面談を通して保護者の精神的なサポートを行うとともに、発達課題のある子どもの心理フォローグループや専門相談、フォロー健診、療育機関等へつなぐ等の支援を行った。 乳幼児経過観察健康検査：154人 心理フォローグループ： (こあら：305人・すくすく：182人・のびのび：142人)	A A	支援の必要な家庭に対し、タイムリーに相談に応じるとともに、円滑にフォロー事業につなげる。また、フォロー事業の運営についても保護者のニーズや子どもの状況を考慮し、引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する。
				子ども育成課	相談を受け付けた全ケースについて、家族状況や所属機関での様子等の聞き取り調査を行い、受理会議や支援会議において、ケースの問題点を明確にし、ケースワークを行っている。 受理会議開催回数： 59回 支援会議開催回数： 53回	A A	引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する
38	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師による相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課	健康課	保健福祉センター内の児童発達支援実施機関（ひよこ教室）と連携を図る中で、通所児童の身体状況の確認や保護者からの相談などに応じている。 実施回数： 3回 相談件数： 62人	B	引き続き、児童発達支援実施機関（ひよこ教室等）との連携協力を継続し、保護者への支援を図る。
39	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、アドバイスなどの助言を行います。また、保護者への相談支援を行います。	子ども育成課	子ども育成課	児童発達支援への理解を深めるため、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童への支援に携わる機関へ助言ができた。 (教育・保育施設) 延べ利用施設： H28 56施設 H29 57施設 延べ相談件数： H28 424件 H29 486件 (学童クラブ) 延べ相談件数： H28 234件 H29 289件	B	（仮称）昭島市児童発達支援センターの設置に伴い、心身の発達に特別な配慮が必要とされる児童に関する支援が途切れないような仕組み作りを検討していく。

2 医療体制の充実

(1) 安心できる保健医療の体制づくり

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
40	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある人を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。		障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 更生医療給付対象者数： 63人 育成医療給付対象者数： 4人	A	引き続き、更生医療、育成医療について、適切な医療費助成に努める。
41	自立支援医療（精神通院）の申請受理	精神疾患で通院している人を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【東京都制度】		障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 精神通院受給者証所持者数： 1,818人	A	引き続き、精神通院の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。
42	心身障害者医療費助成事業	心身障害のある人を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】		障害福祉課	心身障害者医療費助成の給付状況等 受給者証所持者数： 992人	A	引き続き、心身障害者医療費助成対象の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。 また、平成31年1月より精神障害者保健福祉手帳1級所持者が新たに対象となることから、適切な対応を図る。
43	難病医療費等助成制度などの申請受理	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかる人を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】		障害福祉課	難病医療費等助成の給付状況等 難病医療費助成申請者数： 1,281人 小児慢性特定疾病医療費助成申請者数： 78人	A	引き続き、難病医療費助成等の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。
44	医療機関との連携	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある人を対象に、医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整・相談を行います。また、関係機関と連携して、障害者虐待の早期発見に努めます。	健康課	健康課	障害のある乳幼児に対し、早期に医療機関と連携し、個別のケース会議を行うなど、それぞれが役割分担を明確にし支援した。 未熟児養育医療給付件数： 22人	B	引き続き、医療機関との連携を図り、地域での生活を安心して送ることができるよう努める。
45	障害者等歯科医療支援事業	障害のある人を対象に、必要な歯科医療サービスを受けることができるようするために、昭島市歯科医師会と連携し、手続きの簡素化や診療環境の充実を図ります。	健康課	健康課	昭島市歯科医師会に委託し、歯科医師による歯科医療サービスのコーディネートや必要に応じて訪問歯科診療等を実施している。 歯科診療件数： 6件	B	引き続き、障害者等歯科医療支援事業の適切な利用が図れるよう対応を行う。

第3節 社会的自立の支援

1 バリアフリー社会の実現

(1) バリアフリーの促進

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
46	バリアフリー基本構想策定に向けた調査・研究	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などに基づき、障害のある人などが円滑に移動することができ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、バリアフリー基本構想の策定に向けた調査・研究を行います。	生活福祉課 都市計画課 地域開発課 建設課 建築課	生活福祉課	バリアフリー（ユニバーサルデザイン）推進計画を含む地域福祉計画を平成31年3月に策定するため、昭島市地域福祉計画審議会を設置し、バリアフリー基本構想の策定に向けた検討を行った。	E	昭島市地域福祉計画審議会において、引き続き、検討を進めるとともに、市民ワークショップ、パブリックコメントを踏まえた中で、バリアフリー推進計画の策定を行う。
47	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある人を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより、日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用を助成します。		障害福祉課	対象者に対して、中規模改修641,000円・屋内設備（機器本体979,000円・設置費373,000円）を上限として助成を行う。 中規模改修助成件数：0件 屋内設備助成件数：0件	D	引き続き、市要綱に基づき適切な助成を行う。

1 バリアフリー社会の実現

(2) 広報・啓発活動の充実

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
48	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある人への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用した継続的な啓発活動に努めます。	秘書広報課 情報推進課	障害福祉課	「広報あきしま」においては「福祉・健康に関するページ」及びホームページにおいては福祉に関する情報を一元化した「福祉のひろば」を設けており、分かりやすい情報の提供に努めた。	B	引き続き、継続して実施し、分かりやすい情報の提供に努める。
49	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなど各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	生活福祉課 介護福祉課 健康課	障害福祉課	平成29年度においては、市主催のイベント等への福祉団体や障害者就労支援施設等の出店販売活動にとどまっている。	F	障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深める啓発活動の手法について、各種イベントでの活動に留まらず、ホームページ等の媒体も含め、有効的な手法について検討が必要と思われる。
50	人権擁護意識の普及・啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課 企画政策室	秘書広報課	市内小学校における人権教室、人権の花授業、中学校生徒による人権作文コンテスト、市民ロビーでのパネル展、青少年フェスティバルでの啓発など、様々な活動を実施した。また、人権擁護委員による「人権身の上相談」を月1回実施している。	B	引き続き、人権意識の更なる普及啓発に努める。

1 バリアフリー社会の実現

(3) 情報提供の充実

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
51	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなどにより、福祉制度や福祉サービスに関する情報を提供する際には、分かりやすい表現による情報提供に努めます。	秘書広報課 情報推進課	秘書広報課	福祉担当課からの原稿をもとに「広報あきしま」に掲載しており、分かりやすい表現となるよう努めた。	B	表現については主管課にも同様の感覚を持っていただけけるよう、丁寧に調整を行いながら、引き続き分かりやすい表現による情報提供に努める。
				情報推進課	ウェブアクセシビリティへの対応・推進を図るため、各課のホームページ作成に携わる職員を対象とした研修を実施。研修では、各ページの構造化や画像代替テキスト挿入の推進、音声読み上げ等支援ツールを正確に作動させるための注意点、近年利用が増えているマルチデバイス（スマートフォン等）を利用している方への配慮などについての説明を行った。	B	障害のある方や高齢者に配慮したウェブページの作成方法について、引き続き関係職員に研修等を行い、分かりやすい情報の提供に努める。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画(30年度～32年度) 期間内における方向性
52	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある人を対象に、行政情報の円滑な提供を図るため、点字版及び音声版の広報あきしま・あきしま市議会だよりを作成し、発行します。	秘書広報課 議会事務局	秘書広報課	点字広報は毎月1回発行しており、年度末時点の利用者は5人（平成29年度の発行実績は延べ60回）である。このほか、閲覧用として市民図書館にも置いている。 声の広報は、「広報あきしま」の発行（年間22回）に合わせ、全文を音訳したデイジーブル版を発行しており、年度末時点の利用者は25人（平成29年度の発行実績は延べ553人）である。	A A	継続して利用されており効果はあると判断できるため、引き続き、この事業を行うとともに、利用者からの要望には速やかに対応する。
				議会事務局	点字市議会だよりは、「市議会だより」にあわせて発行（年間4回、改選年は5回）しており、平成30年3月末現在、3人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館・社会福祉協議会に配置している。 声の市議会だよりは、「市議会だより」の発行（年間4回、改選年は5回）にあわせ、全文を音訳したデイジーブル版を発行しており、平成30年3月末現在、20人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館や社会福祉協議会に配置している。	A A	引き続き、点字・声の市議会だよりの発行を行う。また、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
53	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある人が気軽に読書することができるよう、点字図書・録音図書の充実を図ります。また、対面朗読や大活字本の貸出、障害者用資料の蔵書数の拡大を図ります。	市民図書館	市民図書館	一般の出版物を読むことができない方向けに、点字図書や図書をカセットテープに録音した録音図書（平成21年度からデイジーブル版（録音図書のCD版）の作成も開始）を貸し出している。 点字図書蔵書数：32タイトル 35冊 録音図書（テープ）蔵書数：562タイトル 2,939巻 録音雑誌（テープ・デイジーブル版）蔵書数：1タイトル 123巻・53枚 障害者用市販録音テープ蔵書数：258巻 デイジーブル版（CD版）蔵書数：210タイトル 210枚 また、対面朗読、大活字本（15ポイント）の貸出など、視覚障害のある人に対し利用可能な各種のサービスも行っている。	B	障害のある人に対するサービスを充実するため、引き続き、障害者用資料の蔵書数を拡大するとともに、音訳者の講習等を行い技術の向上を図る。
54	メディアコンバート体制の推進	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の特性に応じて情報の形式を置き換える体制の整備に努めます。	秘書広報課 情報推進課	秘書広報課	「広報あきしま」の字体にユニバーサルデザインのフォントを使用している。メディアコンバートの取り組みとしては、「広報あきしま」を点字・音訳して利用者に送付している。	B	広報紙の文字の見え方や色配置などに常に配慮するとともに、利用者からの要望があった場合には速やかに対応する。
				情報推進課	アクセシビリティをより高めるため、音声読み上げ機能、配色変更や文字サイズ変更、ルビ振り、色変更等の支援ツールを採用している。	B	各種支援ツールを十分に活用するための方法について、研修等を通じて担当職員に周知を図り、よりわかりやすいホームページの作成を進める。
55	ガイドブックの作成・充実	障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスや障害のある人が受けられる福祉サービスなどの情報を分かりやすく提供するため、ガイドブックを作成するとともに、掲載内容の充実を図ります。	生活福祉課 介護福祉課 保険年金課 健康課 子育て支援課 子ども育成課	障害福祉課	身体障害者手帳ガイド及び愛の手帳ガイドの構成内容の見直しを行うとともに、余暇活動や相談・支援に関する窓口の案内など、新たな情報を掲載したガイドブックを平成29年4月から発行した。	E	福祉ガイドブックの作成方法や掲載内容等も含め、改めて検討が必要と思われる。また、既存のガイドブックについては、制度改正等には速やかに対応し最新の情報提供に努める。

第2節 社会参加の推進

1 多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画(30年度～32年度) 期間内における方向性
56	障害のある青年の交流事業	障害を持ちながらも社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年達が健常な青年達と活動し、交流を深める講座を実施します。	市民会館・公民館	市民会館・公民館	通年により障害のある青年の交流講座を実施しており、創作活動や料理づくり、合宿、よさこいソーランなどを通じて健常青年と交流を深め、仲間づくりや社会での自立を行った。 開催数23回 参加者数33人 延べ参加者374人	B	若者の参加は増えている状況にあるが、参加者の中には50歳代後半の方も見受けられるなど、年齢制限を設けるかなどの解題があるとともに、運営するボランティアが少ない状況にあるが、引き続き、継続して実施する。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
57	文化活動支援	障害のある人も障害のない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、障害のある人の文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館	市民会館・公民館	市民文化際や障害のある青年の交流事業と連携を図り、障害のある方も参加できる趣味講座や成果発表・展示などを実施し、文化活動への機会提供している。	B	支援内容等を考慮する中で、引き続き、障害のある方への文化活動の支援に努めていく。
58	レクリエーション活動への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加支援について、関係課の連携ができるような実施体制の構築に努めます。	生活福祉課	障害福祉課	あきしまチャレンジデーを実施する際に、通所事業所及び地域活動支援センターにおいて参加を呼び掛けている。	C	平成29年度までは、あきしまチャレンジデーのみ参加支援を行っていたが、平成30年度よりあきしまチャレンジデーの開催を取りやめたことから、引き続き、他のレクリエーション活動について検討する。

2 社会参加の推進

(2) 生活圏域の拡大

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
59	心身障害者用自動車（くじら号）運行事業	心身の障害により、常時車いすを使用しなければ歩行することが困難な障害のある人を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすのまま乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。		障害福祉課	心身障害者用自動車（くじら号）を2台、運行業務委託により実施した。また、平成28年12月より運行時間を午前8時～午後6時まで拡大（午前30分・午後1時間）するとともに、利用目的も病院への入院・退院も利用可能とした。 延べ利用者数： 726人	B	引き続き、利用者が安心して利用できる運行に努める。
60	福祉有償運送事業の登録支援	NPO法人などが高齢者や障害のある人など公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う「ドア・ツー・ドア」の有償移送サービスを実施するための登録手続について、登録申請の支援を行います。	生活福祉課	障害福祉課	利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業（高齢者・障害者移送サービス）をNPO法人に補助する中で実施した。 利用（実）人数： 11人 派遣件数： 208件	B	引き続き、利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業（高齢者・障害者移送サービス）を維持するよう努める。
61	移動支援事業（再掲）	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 995人 延べ派遣時間： 10,622時間	B	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。また、知的障害者（児）ガイドヘルパーが不足していることから、移動支援従事者養成研修を行う。
62	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある人を対象に、生活圏の拡大を図るために、タクシー利用費用の一部を助成します。		障害福祉課	1人、年間20,000円（前期・後期とも10,000円が上限）を限度として、対象者に現金（口座振込）で給付する。 登録者数： 941人 延べ受給者数： 947人	A	引き続き、心身に障害のある方の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。
63	自動車等ガソリン費助成事業（再掲）	障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（30月/0ガソリン56円/0、軽油33円/0を上限として、年4回（3月単位）、対象者に対して現金（口座振込）で給付） 登録者数： 711人 延べ受給者数： 2,046人	B	引き続き、心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。
64	自動車運転免許取得費助成事業（再掲）	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/123,600円～164,800円の範囲内で助成） 助成件数： 1件	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
65	自動車改造費助成事業（再掲）	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため、自動車を購入する際の改造費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/133,900円を上限として助成） 助成件数： 1件	AA	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
66	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する障害のある人や戦傷病者の人を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。		障害福祉課	東京都交通局発行の都営交通無料乗車券について、3か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）において発行手続を行う。 発行件数： 237件	A	引き続き、対象者に対して3か所の窓口において発行手続を行う。
67	心身障害者民営バス割引証の交付	障害のある人を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。		障害福祉課	東京都福祉保健局発行の民営バス割引証について、対象者に対して市役所で交付している。 交付枚数： 41枚	A	引き続き、対象者に対して市役所において交付を行う。

3 安全・安心の確保

(1) 地域における安全・安心体制の確保

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
68	緊急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。		障害福祉課	引き続き、設置者に対しては、保守点検等を適切に行い、適切な運用に努めるとともに、制度について広報・周知に努める。 設置者数： 2人	B	引き続き、設置者に対しては、保守点検等を適切に行い適切な運用に努めるとともに、制度について広報・周知に努める。
69	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。		障害福祉課	ヘルプカード・ヘルプマークについて、3か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）や相談支援業務等を委託している事業所において配布を行うとともに、市広報（平成29年12月1日号）やホームページに掲載し、普及・啓発に努めている。	B	引き続き、広報やホームページなどにより制度の周知に努める。
70	昭島市携帯メール情報サービスの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課	防災課	平成29年3月に発行したハザードマップに制度内容や登録方法を掲載するとともに、ホームページや広報などでも周知・啓発に努めている。なお、登録車数については、平成30年3月末で9,497件となっている。	C	ホームページや広報などにより登録の推進を図るとともに、関係部署においても機会をとらえる中で、登録推進PRに努める。

3 安全・安心の確保

(2) 防災対策の推進

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
71	災害時要援護者登録制度の推進	災害時に要援護者の方の安否を確認し、適切な支援や援護を円滑に行うことができるよう、要援護者の登録（要援護者名簿）を推進するとともに、避難行動を支援するため、要援護者名簿の拡充に努めます。また、聴覚障害者へのFAXによる情報提供の実施に努めます。	防災課 生活福祉課	防災課	ホームページや広報などで登録の周知を図っており、登録者数は平成30年3月末で831名となっている。	C	改正災害対策基本法に基づく、避難行動要配慮者名簿及び全体計画や個別避難計画の作成などについて、早期に取り組む必要がある。FAXによる情報提供訓練を実施するよう努める。
72	避難所における災害ボランティアの活用	災害時に避難所に避難した要援護者の方を支援するため、自治会、自主防災組織、ボランティア組織、NPO法人などと連携し、ボランティアの活用も含めた支援体制の整備に努めます。	防災課 生活コミュニティ課 生活福祉課	防災課 生活コミュニティ課	各学校避難所運営委員会において要援護者の視点に立った施設配置について検討を行うとともに、避難所運営マニュアルに基づく訓練等を実施し、避難所運営マニュアルの検証を行った。	C	引き続き、学校別避難所運営マニュアルに基づいた訓練を実施し、要援護者の支援体制について確認を行う。

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
73	災害時要援護者の避難場所への移動支援	災害時に要援護の方が、避難場所へ速やかに移動することができるようにするため、支援体制の整備に努めます。	防災課	防災課	関係機関（消防、警察、自主防災組織など）に災害時要援護者名簿を配布し、避難誘導や安否確認が出来る体制はできている。	C	改正災害対策基本法に基づく、避難行動要配慮者名簿及び全体計画や個別避難計画などについて、関係部署が連携し早期整備に努める。
74	災害時要援護者支援体制の整備	災害時に要援護の方に対して、避難準備情報の提供や連絡、避難場所への誘導や安否確認などを的確かつ迅速に行うができるようするため、要援護者の把握に努めるとともに、災害時要援護者支援班の体制整備に努めます。	防災課	防災課	要援護者登録の際は自宅を訪問し、避難場所や制度の説明を行った。関係機関（消防、警察、自主防災組織など）に災害時要援護者名簿を配布し、避難誘導や安否確認が出来る体制はできている。	C	改正災害対策基本法に基づく、避難行動要配慮者名簿及び全体計画や個別避難計画などについて、関係部署が連携し早期整備に努める。

第4節 自立に向けた基盤の整備

1 乳幼児期・学齢期における支援の充実

(1) 障害児等の療育支援

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
75	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課	健康課 子ども育成課	東京小児療育病院及び東大和療育センターと連携を図る中で、保健センターにおいて年16回の発達健診を実施している。 受診者数 105人	AA	乳幼児健康診査や事業を通して、支援が必要な子どもを発見し、適切な支援につなげるように努める。
76	児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適用のための訓練などを行います。		障害福祉課	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 延べ利用日数： 3,338日 延べ利用人数： 415人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
77	インクルーシブ教育・保育の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て 支援課	子ども子育て 支援課	障害のある児童が入所している保育園状況 平成28年3月現在： 67人 19園 平成29年3月現在： 75人 22園 平成30年3月現在： 79人 20園	B	対象児童が増加傾向にあり、保育士の確保や財政措置が課題となっているが、国や東京都の動向を注視しながら、地域のなかでの育ちの支援に努める。
78	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や能力、意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるよう情報提供を図るとともに、関係機関との連携を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を図り、移行情報支援に努めます。	健康課 子ども子育て 支援課	子ども子育て 支援課	幼保小連携推進協議会を通じ、幼稚園・保育園・小学校で相互の授業公開や、園と小学校の低学年教員との情報交換会を実施している。	B	引き続き、保育園・幼稚園・小学校との情報連携を図り、児童の移行情報支援に努める。
79	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うとともに、居場所を提供します。		障害福祉課	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 延べ利用日数： 19,132日 延べ利用人数： 1,529人	A	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
80	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもを対象に、学童クラブの受入体制の確保に努めるとともに、待機児童をなくすよう努めます。	子ども育成課	子ども育成課	平成29年4月における障害のある児童の待機児童はいない状況であった。 障害のある児童の入会者数 平成29年度 27人 平成28年度 36人	A	21学童クラブにおいて、1学童クラブ当たり原則3人まで障害のある児童を受け入れており、引き続き、待機児童の解消に努める。
81	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。		障害福祉課	市要綱の規定に基づき、137,000円範囲内(所得制限あり)で助成を行っている。 助成件数： 1件	AA	引き続き、現行制度での助成を行う。

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
82	児童発達支援センターの設置に向けた検討	心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童（要配慮児童）の早期発見・早期支援・継続的な支援システムを構築するため、拠点施設となる児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。	健康課 子ども育成課 指導課	子ども育成課	設置・運営する社会福祉法人と連絡調整を図る中で、平成32年4月の開設に向け準備を進めている。	B	関係各課及び設置運営する社会福祉法人と綿密に連携を図る中で、平成32年4月の開設に向け準備を進める。

1 乳幼児期・学齢期における支援の充実

(2) 支援をする児童・生徒への教育の推進

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性						
83	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適性な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や種類に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課	指導課	就学相談、指導の結果、29年度は84件の相談を実施し、小学校の児童21人及び中学校の生徒19人が特別支援学級又は特別支援学校に就学し学んでいる。	B	就学相談において、児童・生徒並びに保護者と丁寧な相談を実施することで一人一人に適した就学ができるよう努める。						
84	通級指導学級の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする通級指導学級の充実に努めます。	指導課	指導課	平成30年度から小学校情緒障害等通級指導学級が特別支援教室へ移行及び清泉中学校に自閉症・情緒障害固定学級の開設することに伴い、小学校5校及び清泉中学校の教室改修や教材購入を行った。	AA	通級指導学級のより一層の充実を図るために、平成30年4月より全小学校において「通級指導学級」体制から「特別支援教室」体制へと移行する。また、清泉中学校に自閉症・情緒障害固定学級を開設する。平成31年度には富士見丘小学校に自閉症・情緒障害固定学級を開設を予定している事から、教室の改修等を実施する。						
85	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するため、個別の教育支援計画を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課	指導課	特別支援学校の先生などを講師として招き様々な研修を行い教員の育成を図った。 市民等の特別支援教育への理解・啓発の促進のために、市民説明会を2回実施した（参加者約140人） また、第一次昭島市特別支援教育推進計画は平成29年度までとなっていることから、平成30年度から32年度までの第二次昭島市特別支援教育推進計画の策定を行った。	A	第二次昭島市特別支援教育推進計画（平成30年度から平成32年度まで）に基づき事業を実施する。						
86	地域交流・共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級とともに学び理解を深める共同学習の推進を図ります。	指導課	指導課	学校公開日及び特別支援学級合同学習発表会等において、地域の人たちに普段の学習の成果を発表するなど、地域交流を実施している。	B	特別支援教育市民説明会を実施し、地域への理解、啓発の充実を図る。						
87	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課	指導課	特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の小中学校（地域指定校）で直接的、間接的に交流ができるよう支援している。また、副籍制度に加え、市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒と地域指定校との交流を推進する居住地交流も実施した。 <table border="0"><tr><td>副籍制度利用者</td><td>小学校 26人・中学校 4人</td></tr><tr><td>居住地交流利用者</td><td>小学校 14人・中学校 0人</td></tr></table>	副籍制度利用者	小学校 26人・中学校 4人	居住地交流利用者	小学校 14人・中学校 0人	B	副籍制度が目指す「共生地域の実現」に向け特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域とのつながりを維持・継続できるよう努める。		
副籍制度利用者	小学校 26人・中学校 4人												
居住地交流利用者	小学校 14人・中学校 0人												
88	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を実施するとともに、体験学習を通じて、適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導室	指導課	キャリア教育の一環として、中学校の特別支援教育実施校2校において、職場体験実習を実施している。 <table border="0"><tr><td>昭和中（2年生）</td><td>： 7人</td></tr><tr><td>多摩辺中（全学年）</td><td>： 15人</td></tr></table>	昭和中（2年生）	： 7人	多摩辺中（全学年）	： 15人	B	職場体験実習が実施できる事業所の拡大に努めるとともに、継続して実施する。		
昭和中（2年生）	： 7人												
多摩辺中（全学年）	： 15人												
89	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用についてを助成します。		障害福祉課	市内の特別支援学級の保護者会開催時に、児童を介護するため介護人派遣費用に助成を行っている。 <table border="0"><tr><td>共成小(若草学級)</td><td>： 4人</td></tr><tr><td>田中小(ふたば学級)</td><td>： 4人</td></tr><tr><td>つつじが丘小(杉の子学級)</td><td>： 8人</td></tr></table>	共成小(若草学級)	： 4人	田中小(ふたば学級)	： 4人	つつじが丘小(杉の子学級)	： 8人	B	引き続き、継続して助成を実施する。
共成小(若草学級)	： 4人												
田中小(ふたば学級)	： 4人												
つつじが丘小(杉の子学級)	： 8人												

2 就労・雇用の支援

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA~F)	実施上の課題や次期計画(30年度~32年度) 期間内における方向性
90	障害者の雇用促進	市役所において障害のある人の雇用に関する環境の整備をすすめるとともに、障害のある人の雇用につなげていきます。 また、障害者就労支援センターやハローワークなどの労働行政機関などとの連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用促進を働きかけます。	職員課 産業活性課	職員課	平成25年4月以降の法定雇用率(2.3%)の達成に努めた。 障害者雇用率 2.33% (平成29年6月1日現在)	C	引き続き、法定雇用率の達成に努める。
				産業活性課	労働行政機関などとの連携を図り、情報収集に努めた。また、商工会を通じて企業に対し、障害のある人の雇用促進を啓発した。	C	商工会の会員企業の多くは小規模事業者であるが、引き続き、関係機関と連携しながら、雇用促進に努める。
91	障害者の雇用職場の開拓	障害のある人の就労を促進するため、商工会や労働関係機関と連携し、新しい就労の場の創出に向けた啓発等を図ります。	産業活性課	産業活性課	商工会や労働関係機関と連携は行っているが、具体的な取り組みの実施までには至っていない。	F	引き続き、商工会や労働関係機関と連携し、具体的な取り組みについて検討を行う。
92	障害者の実習の受け入れ	障害のある人の就労を支援するため、市役所への実習生の受け入れを進めます。	職員課	障害福祉課	就労支援部会や特別支援学校と調整するなかで、青峰学園及びあきる野学園高等部2年生2名を2日間(平成29年7月26日・27日)受け入れ、市役所本庁、市民図書館や市民会館・公民館などで職場体験実習を実施した。	B	引き続き、青峰学園及びあきる野学園高等部生徒の職場体験実習を行うとともに、対象者を拡大することについて検討を行う。
93	障害者就労促進支援	障害のある人の就労を支援するため、一人ひとりの希望と適性に配慮した就労支援を行います。また、企業や事業所に対しても、障害のある人のニーズに対応できるような職場環境の改善や啓発活動などの支援を行います。		障害福祉課	一般就労を希望する在宅の障害者及び福祉的就労に就いている障害者を対象に、NPO法人(障害者就労支援センター)と委託契約を締結して実施している。 新規就労者数: 27人	AA	引き続き、障害者就労支援センターに業務委託する中で、就労促進支援に努める。
94	障害者職場定着自立支援	就労した障害のある人が安心して働き続けられるため、市、事業所や医療機関などの関係機関が連携・協力して、自立に向けた日常生活に関する支援などをています。		障害福祉課	障害者が職場定着のためNPO法人(障害者就労支援センター)と委託契約を締結して実施している。 職場定着支援数: 延べ3,763人	AA	引き続き、障害者就労支援センターに業務委託する中で、就労定着支援に努める。
95	自主製作品の展示・販売コーナーの設置	障害者就労支援施設等の活動内容の周知・啓発や障害のある人の工賃向上のため、自主製作品を常時展示・販売できるコーナーを保健福祉センター内に引き続き設置します。	生活福祉課	生活福祉課	保健福祉センター(あいぽっく)内の1階にある喫茶モンパルにおいて、福祉団体等が製作した作品の展示、販売等を行った。	B	引き続き、自主製作品の展示・販売を行い、障害者就労施設等での活動の周知に繋げる。
96	就労者就労施設等の製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等で製作された製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用するとともに、市と事業所が連携を図るなかで、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。		障害福祉課	緑花フェスティバル、くじら祭り、産業祭りや昭島ブランドフードグランプリなど市のイベントなどに出店し、自主製作品や食品などの販売を行った。また、工賃アップ部会において、月1回程度の定例会議を開催しており、障害者就労施設間のネットワークを活用し、情報共有等に努めている。	B	引き続き、市のイベント等への出店案内や業務の問い合わせ等があつた際の情報提供に努める。
97	障害者就労施設等への優先調達の推進	市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、受注機会の拡大や供給可能な物品等の調達の推進に努めます。		障害福祉課	昨年度に引き続き、平成29年度より新たに各種パンフレットの印刷を依頼し優先調達の拡大に努めた。 調達件数: 21件 調達金額: 17,582,987円(うち随意契約15,641,147円)	B	引き続き、市内の障害者就労施設等への発注業務の拡大に向け、府内関係部署との調整に努める。

3 地域での自立支援

(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
98	特別障害者手当等支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度障害のある人を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。		障害福祉課	年4回（5月・8月・11月・2月）に3か月分の手当を支給 特別障害者手当 26,940円/月 延べ支給人数： 1,243人 障害児福祉手当 14,650円/月 延べ支給人数： 525人 経過の福祉手当 14,650円/月 延べ支給人数： 48人 ※手当額は平成30年4月時点	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
99	心身障害者福祉手当支給事業	心身に障害のある人に対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るために、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。		障害福祉課	年3回（4月・8月・12月）に4か月分の手当を支給 都手当 15,500円/月 延べ支給人数： 12,460人 市手当 4,000円/月 延べ支給人数： 5,085人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
100	特殊疾病者福祉手当支給事業	治療が著しく困難な疾病にかかっている人（難病医療費等助成対象者等）を対象に、医療費等の負担軽減を図るために、特殊疾病者福祉手当を支給します。		障害福祉課	年3回（6月・10月・2月）に4か月分、月額5,000円の手当を支給 延べ支給人数： 1,085人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
101	遠距離入所施設訪問 家族交通費助成事業	昭島市から遠距離の施設に入所している障害のある人を訪問する家族を対象に、交通費の負担軽減を図るために、交通費の一部を助成します。		障害福祉課	昭島市役所を起点として300km以上の地域と東京都大島町に所在している障害者施設に家族が訪問する際の交通費に対して、25,000円を上限として助成を行う。 利用家族者数： 2人	B	
102	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るために、介護人派遣費用を助成します。		障害福祉課	20歳以上の重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動をすることが困難な者に対して介護人の派遣を行う。 介護人派遣者数： 0人	D	平成24年度以降、利用実績がない状況であるが、引き続き、対象者が利用することができるよう努める。
103	紙おむつ支給事業	心身に重度障害を有し、常時紙おむつを必要とする在宅の障害のある人を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつの支給を行います。		障害福祉課	平成14年度で廃止された、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の対象者であり、重度障害者で常時紙おむつを必要とする人に対して、紙おむつを支給する。 支給対象者数： 3人	AA	紙おむつの支給方法について、利用者の利便性が向上するよう検討するとともに、引き続き、紙おむつ支給事業の対象者者に対して、紙おむつの支給を行う。
104	グループホーム支援事業	グループホームを利用している障害のある人を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るために、家賃の助成を行います。		障害福祉課	東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、市の要綱を定め、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。 助成者数： 28人	B	引き続き、都要領及び市要綱に基づき、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。

3 地域での自立支援

(2) 福祉人材の育成と地域の連携

No	事 業 名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
105	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校における、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉教育・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導課	指導課	総合的な学習の時間の中で、福祉・ボランティア体験などを実施している。	B	今後も継続して福祉・ボランティア教育の推進を図る。
106	福祉・ボランティア教育方針の明確化	福祉・ボランティア教育を推進するため、教育課程に位置づけます。また、地域と連携して福祉・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導室	生活福祉課	昭島市社会福祉協議会のボランティアセンターなどボランティア団体が、学校教育支援プログラムとして総合的な学習の時間に参加し、福祉ボランティアの理解を進めた。また、夏休み体験ボランティア、親子福祉体験ボランティアを開催し、福祉ボランティア活動を体験できる機会を作った。	B	引き続き、学校やボランティア団体と連携を図り、子どもたちの福祉・ボランティア教育の推進に努める。
107	福祉・ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会において昭島市ボランティア指針に基づく、ボランティア養成講座を実施します。	生活福祉課	生活福祉課	様々なレベルに合わせた講座を実施し、ボランティアの養成に努めた。 手話講習会参加者（初級）参加者数： 21人 手話講習会参加者（中級）参加者数： 17人 福祉のいろいろ講座参加者数 : 33人	B	引き続き、昭島市ボランティア指針に基づいた養成講座を実施する。
108	ボランティアの活用	公的サービスだけでなく、地域に根ざした柔軟性のあるボランティア・サービスの活用を図ります。また、個々の団体などとの組織的な連携を図るために取組を推進します。	生活福祉課	生活福祉課	昭島市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集を取りまとめ、必要とする各施設や団体への繋げた。施設ボランティア担当者連絡会を開催し、ニーズの掘り出し、横の繋がりを作ることを行った。 参加施設数： 23施設	B	引き続き、ボランティア・サービスの活用を図るために、センターにおける調整支援を実施する。
109	自立生活支援事業	地域における障害のある人の主体的な自立生活を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート）事業などをNPO法人と協働で実施します。		障害福祉課	市内のNPO法人に補助金を交付するなかで、障害者自立生活プログラムサービスや情報提供などをを行い、自らが主体性を持って生活できるようサポートに努めた。 個別プログラム 延べ利用者数 193人 参加型サービス 延べ参加者数 65人（7回実施）	B	引き続き、現状の実施方法で事業を継続して行い、個別プログラムや自立生活プログラムなどにより、自立生活を希望する人などへのサポート活動に努める。
110	地域福祉ネットワークなどの相互連携	社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、サービス提供事業所、ボランティア、自治会など地域福祉ネットワークとの双方的な連携を強化します。		障害福祉課	地域支援協議会の全体会や専門部会との連携を図るとともに、障害者（児）福祉ネットワークとの懇談会や障害のある当事者の方々の懇談会なども実施し、障害者施策に関する意見交換等に努めた。	E	平成28年度より設置された障害者地域支援協議会において、全体会や専門部会等を活用するとともに、障害者（児）福祉ネットワークとの連携等にも努める。

3 地域での自立支援

(3) 権利擁護・苦情対応

No	事業名	内 容	関連他課	担 当 課	平成29年度実績又は平成29年度までの実績	実施状況 ・評価 (AA～F)	実施上の課題や次期計画（30年度～32年度） 期間内における方向性
111	選挙時における投票支援	障害のある人の投票参加を支援するため、引き続き、点字・代理投票制度や郵便投票制度を実施するとともに、各投票所でのバリアフリー対策を実施するほか、音声版の「選挙公報」の作成を行います。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	各選挙において、従前から期日前投票制度、点字・代理投票制度、指定施設における不在者投票制度及び郵便投票制度等を実施している。また、各投票所でのバリアフリー化対策として、スロープの設置や段差解消、記載台に杖置きの設置のほか、声の広報の作成を行った。	B	引き続き、点字・代理投票制度や各投票所のバリアフリー化対策、声の広報についても実施する。
112	地域福祉権利擁護	障害のある人や高齢者の権利を擁護するため、都や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉サービスや日常生活上の手続、日常的な金銭の管理、重要書類の預かりなどの支援を行い、地域での自立した生活を幅広くサポートします。	生活福祉課 介護福祉課	生活福祉課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、権利擁護等に関する相談等に応じ、福祉サービスの利用や日常金銭等に支援が必要な方を地域福祉権利擁護事業の利用に繋げた。 福祉サービス利用援助事業契約件数 64件	B	利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう社会福祉協議会の体制の維持を努め、事業の実施を支援する。
113	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者を支援するため、成年後見利用支援制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 介護福祉課	生活福祉課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、関係機関との連絡会、後見制度に係る研修会等の実施、成年後見制度に関する相談や申立支援を行った。市長申立に関する事務は、生活福祉課において実施した。 関係機関連絡会 開催数 2回 後見人学習会 参加者数 19人	B	成年後見制度の利用が促進されるよう社会福祉協議会の体制維持に努め、事業の実施を支援する。 市長申立が必要なケースについては、関係部署と連携し早急な審判に向け事務を進める
114	障害者虐待防止センター機能の充実	障害者虐待対応の窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が連携し、早期発見、早期対応などの推進に努めるとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に努めます。		障害福祉課	延べ受付・相談件数： 19件 養護者による障害者虐待： 7件 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待： 4件 使用者による障害者虐待： 0件 その他の各種相談件数： 8件	B	引き続き、障害者虐待防止センターと連携しながら適切な対応に努める。
115	苦情への対応	市の障害福祉サービスの提供に関する苦情などについて、第三者による速やかな解決を図るために、総合オンラインパーソン制度の活用を図ります。	秘書広報課	秘書広報課	広報あきしま、市ホームページ等で制度の周知を図り、市の各施設に申立書等を置き、隨時受け付けている。 障害福祉サービスの提供に関する苦情申立て件数 0件	B	引き続き実施する中で、苦情、相談等が発生した場合には、速やかな対応を図る。